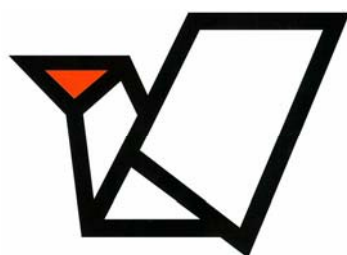


平成31年  
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
第1回定例会



平成31年3月25日

神奈川県後期高齢者医療広域連合



# 平成31年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

## 第1回定例会 目次

	資料番号	ページ 番号
1 議会議員名簿	資料1	1
2 議席表	資料2	3
3 諸般の報告 例月現金出納検査（平成30年6月分～平成30年11月分）の結果について	資料3	5
4 議案	議案番号	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する 条例の一部を改正する条例について	議案第1号	13
議案第2号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正 予算（第2号）について	議案第2号	23
議案第3号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計補正予算（第1号）について	議案第3号	35
議案第4号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 について	議案第4号	47
議案第5号 平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医 療特別会計予算について	議案第5号	69



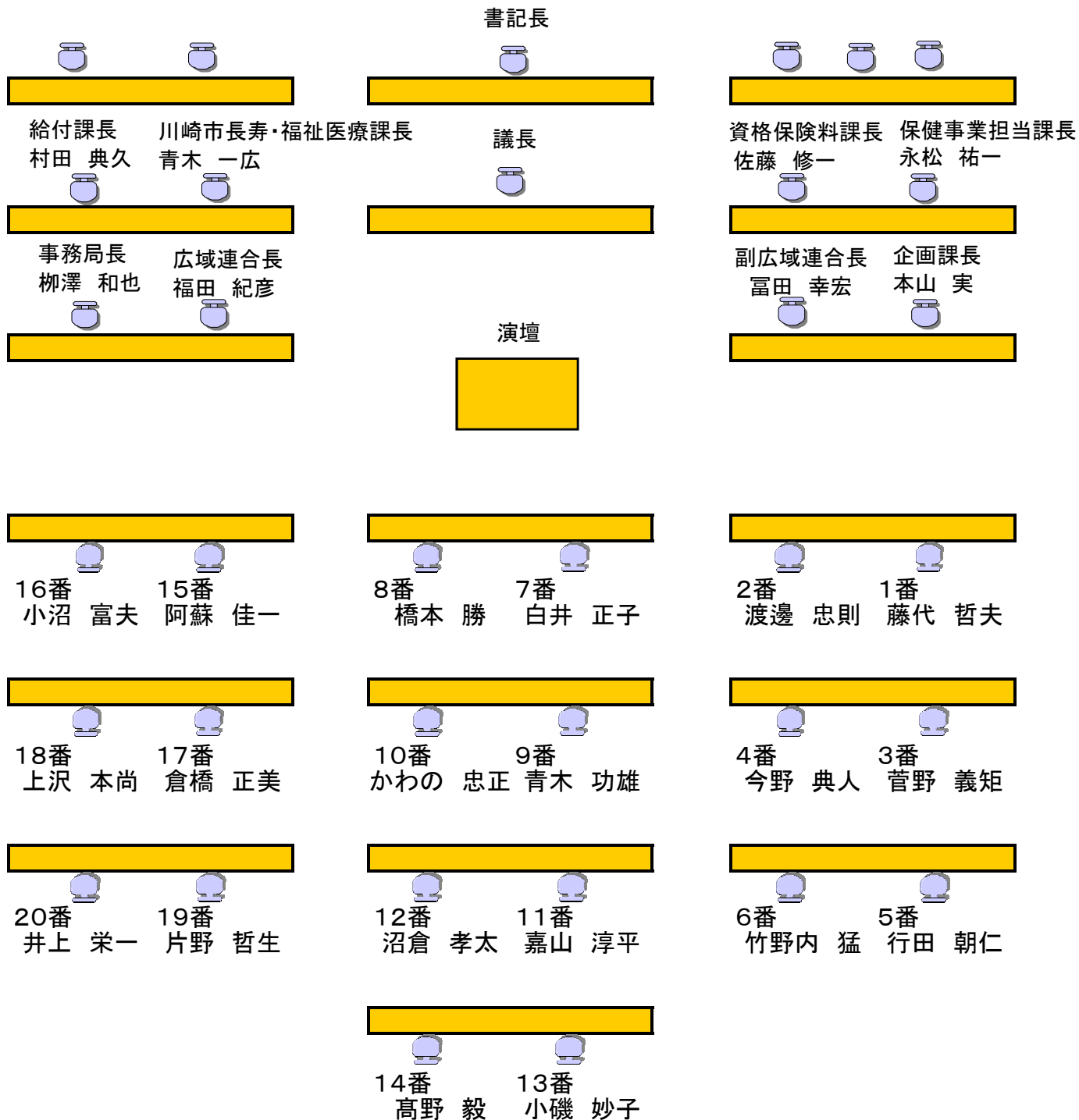
## 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿

平成31年3月25日現在

氏名	市町村名	氏名	市町村名
ふじしろ てつお 藤代 哲夫	横浜市	かやま じゅんぺい 嘉山 淳平	横須賀市
わたなべ ただのり 渡邊 忠則	横浜市	ぬまくら こうた 沼倉 孝太	相模原市
かんの よしのり 菅野 義矩	横浜市	こいそ たえこ 小磯 妙子	茅ヶ崎市
こんの のりと 今野 典人	横浜市	たかの たけし 高野 毅	逗子市
ぎょうた ともひと 行田 朝仁	横浜市	あそ けいいち 阿蘇 佳一	秦野市
たけのうち たけし 竹野内 猛	横浜市	おぬま とみお 小沼 富夫	伊勢原市
しらい まさこ 白井 正子	横浜市	くらはし まさみ 倉橋 正美	海老名市
はしもと まさる 橋本 勝	川崎市	かみさわ もとなお 上沢 本尚	座間市
あおき のりお 青木 功雄	川崎市	かたの てつお 片野 哲生	大磯町
かわの ただまさ かわの 忠正	川崎市	いのうえ えいいち 井上 栄一	松田町



# 議席表







諸報告

### 例月現金出納検査の結果について

検査の対象	検査の期日	検査の結果報告
平成30年6月分	平成30年8月27日	別紙1
平成30年7月分	平成30年9月27日	別紙2
平成30年8月分	平成30年10月29日	別紙3
平成30年9月分	平成30年11月26日	別紙4
平成30年10月分	平成30年12月25日	別紙5
平成30年11月分	平成31年1月25日	別紙6

検査の結果報告は別紙のとおり





30 神広監第 21 号  
平成 30 年 8 月 27 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議長 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員職務執行者 かわの 忠正



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日  
平成 30 年 8 月 27 日
- 2 検査の対象  
平成 30 年 6 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果  
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



30 神広監第 25 号  
平成 30 年 9 月 27 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員

諫山 明子



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日  
平成 30 年 9 月 27 日
- 2 検査の対象  
平成 30 年 7 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果  
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



30 神広監第 29 号  
平成 30 年 10 月 29 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子



監査委員 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について (報告)

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日  
平成 30 年 10 月 29 日
- 2 検査の対象  
平成 30 年 8 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果  
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



30 神広監第 32 号  
平成 30 年 11 月 26 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日  
平成 30 年 11 月 26 日
- 2 検査の対象  
平成 30 年 9 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果  
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



30 神広監第 36 号  
平成 30 年 12 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員 諫山 明子

監査委員 渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日  
平成 30 年 12 月 25 日
- 2 検査の対象  
平成 30 年 10 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果  
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



30 神広監第 40 号  
平成 31 年 1 月 25 日

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 かわの 忠正 様

神奈川県後期高齢者医療広域連合

監査委員

諫山 明子



監査委員

渡邊 忠則



例月現金出納検査の結果について（報告）

地方自治法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 1 項の規定に基づく検査を執行したので、同法第 292 条において準用する同法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

- 1 検査の期日  
平成 31 年 1 月 25 日
- 2 検査の対象  
平成 30 年 11 月分の現金出納状況
- 3 検査の結果  
収支月計表のその他の帳簿類と照合した結果、正確であり、また、出納事務についても適正と認められた。



議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 25 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）に基づき、低所得者にかかる保険料軽減措置を改正する。

これらに伴い、標記の条例の一部を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する  
条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号の2を削り、同項第2号中「前2号」を「前号」に、「27万5千円」を「28万円」に、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「50万円」を「51万円」に改める。

第13条第1項中「、第1号の2」を削る。

附則第3条（見出しを含む。）中「平成29年度」を「平成31年度」に、「附則第4条から第6条までに」を「附則第4条に」に改める。  
附則第4条を次のように改める。

（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第4条 平成31年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。

2 平成31年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者であって、前項の規定が適用されないものについての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。

附則中第5条及び第6条を削る。

附則第7条を次のように改め、同条を附則第5条とする。

（平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例）

第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第12条若しくは第13条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例）

第6条 平成32年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。

附則中第8条を削る。

附則第9条を附則第7条とする。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
新旧対照表

新	旧	備考
<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第12条第1項第1号まで（略）</p> <p><u>（削る）</u></p>	<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例</p> <p>第1条から第12条第1項第1号まで（略）</p> <p>（1）の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額</p>	<p>第12条第1項第1号の2削除</p>
<p>（2）当該年度の保険料の賦課期日において、<u>前号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>28万円</u>を乗じて得た金額を加</p>	<p>（2）当該年度の保険料の賦課期日において、<u>前2号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>27万5千円</u>を乗じて得た金額</p>	<p>第12条第1項第2号修正</p>

<p>算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、<u>前2号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>51万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>第12条第2項から第12条第3項まで (略)</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に</p>	<p>を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(3) 当該年度の保険料の賦課期日において、<u>前3号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第2項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に<u>50万円</u>を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額</p> <p>第12条第2項から第12条第3項まで (略)</p> <p>(被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額)</p> <p>第13条 被扶養者であった被保険者(前条第1項第1号、<u>第1号の2</u>、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。)について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する</p>	<p>第12条第1項 第3号修正</p> <p>第13条第1項 修正</p>
--	---	--

<p>限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>第13条第2項から第27条まで（略）</p> <p>（附則） 第1条から第2条まで（略）</p> <p>（平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例） 第3条 <u>平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成31年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い」とする。</u></p> <p>（平成31年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例） 第4条 <u>平成31年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第12条第1</u></p>	<p>月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を控除した額とする。</p> <p>第13条第2項から第27条まで（略）</p> <p>（附則） 第1条から第2条まで（略）</p> <p>（平成29年度における保険料の賦課総額の算定の特例） 第3条 <u>平成29年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成29年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い」とする。</u></p> <p>（平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例） 第4条 <u>平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の規定を適用する場合においては、当分の間、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p>	<p>第3条修正</p> <p>第4条修正</p>
--	---	---------------------------

<p><u>項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「10分の8」とする。</u></p> <p>2 <u>平成31年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「20分の17」とする。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定は、平成29年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第12条第1項第1号の2の規定を適用する場合においては、適用しない。</u></p> <p><u>(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第5条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u></p> <p><u>(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p>	<p>第5条削除</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>第6条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）に</u></p>	<p>第6条削除</p>

<p>(平成32年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第5条 平成32年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合においては、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成32年度においては第12条若しくは第13条又は附則第6条に規定する基準に従い」とする。</u></p> <p>(平成32年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)</p> <p><u>第6条 平成32年度において第12条第1項第1号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者</u></p>	<p><u>ついて法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号、第1号の2、第2号及び同条第2項の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」とする。</u></p> <p>(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)</p> <p><u>第7条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第10条の規定を適用する場合には、同条中「第12条又は第13条に規定する基準に従い」とあるのは「平成30年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条若しくは第8条に規定する基準に従い、平成31年度においては第12条若しくは第13条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」とする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第7条を第5条とし修正</p> <p>第6条新設</p>
---	---	---------------------------------



<p><u>が令第15条第1項第6号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）</u>についての第12条第1項第1号の規定の適用については、同号中「10分の7」とあるのは、「40分の31」とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第7条</u> 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者（東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。）で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところに</p>	<p><u>(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)</u></p> <p><u>第8条</u> 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第13条の規定を適用する場合には、同条第1項中「限る。）について、法第52条各号のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。）」とする。</p> <p>(東日本大震災に係る保険料減免の特例)</p> <p><u>第9条</u> 広域連合長は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域内に平成23年3月11日に住所を有していた被保険者（東日本大震災発生以後に本県に転入した者を含む。）で、東日本大震災による被害を受けた者に対し、第16条の規定にかかわらず、別に定めるところに</p>	<p>第8条削除</p> <p>第9条を第7条とする</p>
--	--	--------------------------------

<p>より保険料を減免することができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>より保険料を減免することができる。</p>	
---	--------------------------	--

## 議案第 2 号

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について

平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 173,677 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 4,034,568 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 31 年 3 月 25 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）案を提出する。

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金		393,161	46,834	439,995
	1. 国庫補助金	393,161	46,834	439,995
5. 繰越金		345,531	124,894	470,425
	1. 繰越金	345,531	124,894	470,425
7. 県支出金		0	1,949	1,949
	1. 県負担金	0	1,949	1,949
歳入合計		3,860,891	173,677	4,034,568

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		3,848,978	173,677	4,022,655
	1. 総務管理費	3,848,573	173,677	4,022,250
歳	出	合	計	
		3,860,891	173,677	4,034,568



# 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 一般会計補正予算に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 国庫支出金	393,161	46,834	439,995
5. 繰越金	345,531	124,894	470,425
7. 県支出金	0	1,949	1,949
歳入合計	3,860,891	173,677	4,034,568



歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,848,978	173,677	4,022,655	48,783			124,894
歳 出 合 計	3,860,891	173,677	4,034,568	48,783			124,894

## 2 歳 入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費国庫補助金	393,161	46,834	439,995
計	393,161	46,834	439,995

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	345,531	124,894	470,425
計	345,531	124,894	470,425

(款) 7. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 民生費県負担金	0	1,949	1,949
計	0	1,949	1,949

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	△1,949	
3. 高齢者医療制度円滑 運営事業費補助金	48,783	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	124,894	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 後発医薬品使用促進 推進事業負担金	1,949	

### 3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	3,502,737	18,930	3,521,667	48,783			△29,853
2. 財政調整基金費	306	154,747	155,053				154,747
計	3,848,573	173,677	4,022,250	48,783			124,894

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子及び割引料	18,930	
25. 積立金	154,747	



## 議案第 3 号

平成 3 0 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計補正予算（第 1 号）について

平成 3 0 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会  
計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 11,493,924 千円を追加  
し、歳入歳出それぞれ 898,636,719 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補  
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準  
用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 0 年度神奈川県後期  
高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案を提  
出する。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 市町村支出金		177,010,572	△2,902,181	174,108,391
	1. 市町村負担金	177,010,572	△2,902,181	174,108,391
8. 繰越金		6,000,000	14,396,105	20,396,105
	1. 繰越金	6,000,000	14,396,105	20,396,105
歳	入	合	計	
		887,142,795	11,493,924	898,636,719



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		244	6,857,658	6,857,902
	1. 基金積立金	244	6,857,658	6,857,902
6. 諸支出金		10,206,100	4,636,266	14,842,366
	1. 償還金及び還付加算金	10,206,100	4,636,266	14,842,366
歳 出	合 計	887,142,795	11,493,924	898,636,719



**平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書**

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	177,010,572	△2,902,181	174,108,391
8. 繰越金	6,000,000	14,396,105	20,396,105
歳入合計	887,142,795	11,493,924	898,636,719

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	244	6,857,658	6,857,902			6,857,658	
6. 諸支出金	10,206,100	4,636,266	14,842,366			4,636,266	
歳 出 合 計	887,142,795	11,493,924	898,636,719			11,493,924	

## 2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	65,721,010	△2,902,181	62,818,829
計	177,010,572	△2,902,181	174,108,391

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	6,000,000	14,396,105	20,396,105
計	6,000,000	14,396,105	20,396,105

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△2,902,181	○現年度分の療養給付費負担金 △2,902,181
		横浜市負担金 △1,266,123
		川崎市負担金 △382,093
		相模原市負担金 △257,984
		横須賀市負担金 △134,509
		平塚市負担金 △134,849
		鎌倉市負担金 △21,042
		藤沢市負担金 △76,661
		小田原市負担金 △55,204
		茅ヶ崎市負担金 △102,032
		逗子市負担金 13,621
		三浦市負担金 △33,795
		秦野市負担金 △53,679
		厚木市負担金 △58,817
		大和市負担金 △32,223
		伊勢原市負担金 △43,171
		海老名市負担金 △87,858
		座間市負担金 △26,256
		南足柄市負担金 △20,107
		綾瀬市負担金 △8,908
		葉山町負担金 △625
		寒川町負担金 △27,998
		大磯町負担金 △3,946
		二宮町負担金 △9,041
		中井町負担金 △2,670
		大井町負担金 △4,768
		松田町負担金 4,069
		山北町負担金 6,981
		開成町負担金 △12,424
		箱根町負担金 △14,436
		真鶴町負担金 △6,534
		湯河原町負担金 △31,902
		愛川町負担金 △11,327
		清川村負担金 △5,870

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	14,396,105	○前年度繰越金 14,396,105

### 3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	244	6,857,658	6,857,902			6,857,658	
計	244	6,857,658	6,857,902			6,857,658	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,206,100	4,636,266	14,842,366			4,636,266	
計	10,206,100	4,636,266	14,842,366			4,636,266	



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25. 積立金	6,857,658	○療養給付費等支払準備基金積立金 6,857,658

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
23. 償還金、利子 及び割引料	4,636,266	○償還金及び還付加算金 4,636,266 保険料還付金 20,000 償還金 4,616,266



## 議案第 4 号

平成 3 1 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成 3 1 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,945,243 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 2 5 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 3 1 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		2,525,468
	1. 負担金	2,525,468
2. 国庫支出金		419,747
	1. 国庫補助金	419,747
3. 財産収入		10
	1. 財産運用収入	10
4. 繰越金		2
	1. 繰越金	2
5. 諸収入		16
	1. 預金利子	15
	2. 雑入	1
歳 入	合 計	2,945,243

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,299
	1. 議会費	1,299
2. 総務費		2,933,944
	1. 総務管理費	2,933,541
	2. 選挙費	55
	3. 監査委員費	348
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出	合 計	2,945,243



# 平成31年度年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

## 一般会計予算に関する説明書

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括 歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,525,468	2,485,848	39,620
2. 国庫支出金	419,747	393,161	26,586
3. 財産収入	10	305	△295
4. 繰越金	2	1	1
5. 諸収入	16	101	△85
繰入金	0	635,945	△635,945
歳入合計	2,945,243	3,515,361	△570,118



## 歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,299	1,913	△614				1,299
2. 総務費	2,933,944	3,503,448	△569,504	419,747		28	2,514,169
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	2,945,243	3,515,361	△570,118	419,747		28	2,525,468

## 2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	2,525,468	2,485,848	39,620
計	2,525,468	2,485,848	39,620

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	419,747	393,161	26,586
計	419,747	393,161	26,586

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	10	305	△295
計	10	305	△295

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 事務費負担金	2,525,468	○事務費負担金	2,525,468
		横浜市負担金	976,708
		川崎市負担金	350,296
		相模原市負担金	188,952
		横須賀市負担金	126,961
		平塚市負担金	74,103
		鎌倉市負担金	59,760
		藤沢市負担金	116,469
		小田原市負担金	59,080
		茅ヶ崎市負担金	70,008
		逗子市負担金	23,097
		三浦市負担金	18,817
		秦野市負担金	47,687
		厚木市負担金	60,011
		大和市負担金	63,524
		伊勢原市負担金	30,307
		海老名市負担金	37,164
		座間市負担金	37,331
		南足柄市負担金	16,803
		綾瀬市負担金	26,330
		葉山町負担金	14,170
		寒川町負担金	16,439
		大磯町負担金	14,154
		二宮町負担金	13,138
		中井町負担金	6,576
		大井町負担金	8,439
		松田町負担金	7,381
		山北町負担金	7,411
		開成町負担金	8,395
		箱根町負担金	7,627
		真鶴町負担金	6,457
		湯河原町負担金	12,610
		愛川町負担金	14,560
		清川村負担金	4,703

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 財政調整交付金	323,728	○特別調整交付金	323,728
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	96,019	○後期高齢者医療制度事業費補助金	96,019

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 利子及び配当金	10	○財政調整基金及び保健事業等支援基金運用利子	10

## (款) 4. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	2	1	1
計	2	1	1

## (款) 5. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	15	100	△85
計	15	100	△85

## (款) 5. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 繰入金

## (項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	0	635,945	△635,945
計	0	635,945	△635,945

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	2	○前年度繰越金 2

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	15	○預金利子 15

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

### 3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,299	1,913	△614				1,299
計	1,299	1,913	△614				1,299

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	2,730,509	3,502,737	△772,228	419,747		16	2,310,746

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	416	○議会運営費	1,299
9. 旅費	258	1. 報酬	416
10. 交際費	14	広域連合議員報酬	416
11. 需用費	10	9. 旅費	258
12. 役務費	46	普通旅費	214
14. 使用料及び賃借料	555	費用弁償	44
		10. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		11. 需用費	10
		食糧費	10
		12. 役務費	46
		通信運搬費	46
		14. 使用料及び賃借料	555
		広域連合議会会場使用料	533
		自動車借上料	22

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	6,414	○広域連合運営管理費	105,221
4. 共済費	944	1. 報酬	6,414
8. 報償費	192	委員報酬	480
9. 旅費	1,279	非常勤職員報酬	5,934
10. 交際費	30	4. 共済費	944
11. 需用費	28,801	社会保険料事業負担金	944
12. 役務費	355,783	9. 旅費	1,279
13. 委託料	1,283,074	普通旅費	925
14. 使用料及び賃借料	221,916	費用弁償	354
		10. 交際費	30
		広域連合長交際費	30
18. 備品購入費	7,291	11. 需用費	11,747
19. 負担金、補助及び交付金	824,783	消耗品費	3,389
		食糧費	34
23. 償還金、利子及び割引料	1	光熱水費	8,124
28. 繰出金	1	修繕料	200
		12. 役務費	4,743
		通信運搬費	4,734
		手数料	9
		13. 委託料	18,081
		高齢者医療事業実施委託料	14,233
		その他委託料	3,848
		14. 使用料及び賃借料	61,143
		運営協議会会場使用料	178
		OA機器使用料及び賃借料	16,108
		事務所借上料	44,715
		自動車借上料	63

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	



節		説 明	
区 分	金 額		
		放送受信料	15
		A E D賃借料	64
		18. 備品購入費	379
		庁内器具購入費	379
		19. 負担金、補助及び交付金	461
		研修会等負担金	461
		○広域連合事業費負担金	403,551
		19. 負担金、補助及び交付金	403,551
		市派遣職員人件費負担金	403,551
		○会計関係費	59
		11. 需用費	14
		消耗品費	14
		14. 使用料及び賃借料	45
		○A機器使用料及び賃借料	26
		その他の使用料及び賃借料	19
		○高齢者医療管理費	334,259
		11. 需用費	20
		消耗品費	20
		13. 委託料	12,416
		健康増進啓発物作成等業務委託料	12,416
		19. 負担金、補助及び交付金	321,821
		市町村補助金	321,821
		23. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		28. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1
		○保険料関係事業費	40,683
		11. 需用費	5,386
		消耗品費	3
		印刷製本費	5,383
		12. 役務費	10,952
		通信運搬費	9,715
		被扶養者情報提供手数料	1,237
		13. 委託料	3,945
		保険料関係委託料	3,945
		19. 負担金、補助及び交付金	20,400
		市町村補助金	20,400
		○資格管理事業費	113,033
		11. 需用費	3,222
		消耗品費	68
		印刷製本費	3,154
		12. 役務費	80,427
		通信運搬費	80,427
		13. 委託料	29,384
		資格関係委託料	29,384

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	203,025	306	202,719			5	203,020
3. 保健事業等支援基金費	7	0	7			7	
計	2,933,541	3,503,043	△569,502	419,747		28	2,513,766

節		説明	
区分	金額		
		○給付関係事業費	213,330
		11. 需用費	404
		消耗品費	52
		印刷製本費	352
		12. 役務費	85,734
		通信運搬費	85,733
		手数料	1
		13. 委託料	127,192
		給付関係委託料	127,192
		○医療費適正化事業費	573,789
		8. 報償費	192
		報償費	192
		11. 需用費	534
		消耗品費	130
		印刷製本費	404
		12. 役務費	173,827
		通信運搬費	173,662
		手数料	165
		13. 委託料	399,110
		医療費適正化事業委託料	399,110
		19. 負担金、補助及び交付金	126
		負担金等	126
		○電算システム関係費	916,598
		11. 需用費	699
		消耗品費	699
		13. 委託料	669,835
		システム関係委託料	669,835
		14. 使用料及び賃借料	160,728
		○A機器使用料及び賃借料	160,728
		18. 備品購入費	6,912
		庁用器具購入費	6,912
		19. 負担金、補助及び交付金	78,424
		中間サーバー接続負担金	78,424
		○広報広聴活動関係費	29,986
		11. 需用費	6,775
		消耗品費	3
		印刷製本費	6,772
		12. 役務費	100
		通信運搬費	100
		13. 委託料	23,111
		広報広聴関係委託料	23,111
25. 積立金	203,025	○財政調整基金費	203,025
		25. 積立金	203,025
		財政調整基金積立金	203,025
25. 積立金	7	○保健事業等支援基金費	7
		25. 積立金	7
		保健事業等支援基金積立金	7

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	55	62	△7				55
計	55	62	△7				55

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	348	343	5				348
計	348	343	5				348

## (款) 3. 予備費

## (項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	55
9. 旅費	29	1. 報酬	25
11. 需用費	1	委員報酬	25
		9. 旅費	29
		普通旅費	23
		費用弁償	6
		11. 需用費	1
		食糧費	1

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	348
9. 旅費	50	1. 報酬	292
11. 需用費	6	委員報酬	292
		9. 旅費	50
		普通旅費	14
		費用弁償	36
		11. 需用費	6
		消耗品費	2
		食糧費	4

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		○予備費	10,000
		29. 予備費	10,000
		予備費	10,000

# 歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	2,525,468	85.7%	1. 議会費	1,299	0.1%
2. 国庫支出金	419,747	14.3%	2. 総務費	2,933,944	99.6%
3. 財産収入	10	0.0%	3. 予備費	10,000	0.3%
4. 繰越金	2	0.0%			
5. 諸収入	16	0.0%			
歳入合計	2,945,243	100.0%	歳出合計	2,945,243	100.0%

# 給 与 費 明 細 書

## 1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
前 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	624	0	0	624	0	624
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,421	0	0	1,421	0	1,421
比 較	長等	0人	0	0	0	0	0	
	議員	0人	△ 208	0	0	△ 208	0	△ 208
	その他の 特別職	0人	0	0	0	0	0	0
	計	0人	△ 208	0	0	△ 208	0	△ 208





## 議案第5号

平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者  
医療特別会計予算について

平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ928,003,867千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、7,400,000千円と定める。

平成31年3月25日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 福田 紀彦

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法第96条第1項の規定に基づき、平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

# 第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市町村支出金		184,955,154
	1. 市町村負担金	184,955,154
2. 国庫支出金		258,884,939
	1. 国庫負担金	210,851,757
	2. 国庫補助金	48,033,182
3. 県支出金		74,088,731
	1. 県負担金	74,088,731
4. 支払基金交付金		394,051,007
	1. 支払基金交付金	394,051,007
5. 特別高額医療費共同事業交付金		411,604
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	411,604
6. 財産収入		262
	1. 財産運用収入	262
7. 繰入金		4,559,680
	1. 基金繰入金	4,559,679
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		10,000,000
	1. 繰越金	10,000,000
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		1,052,489
	1. 預金利子	1,000
	2. 雑入	1,051,489
歳 入	合 計	928,003,867

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		913,979,872
	1. 保険給付費	913,979,872
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		548,806
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	548,806
3. 保健事業費		3,269,849
	1. 健康保持増進事業費	3,269,849
4. 基金積立金		262
	1. 基金積立金	262
5. 公債費		1,000
	1. 利子	1,000
6. 諸支出金		10,204,078
	1. 償還金及び還付加算金	10,204,078
歳 出	合 計	928,003,867



**平成31年度神奈川県後期高齢者医療広域連合**

**後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書**

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	184,955,154	177,010,572	7,944,582
2. 国庫支出金	258,884,939	247,671,416	11,213,523
3. 県支出金	74,088,731	71,836,659	2,252,072
4. 支払基金交付金	394,051,007	376,973,779	17,077,228
5. 特別高額医療費共同事業交付金	411,604	338,601	73,003
6. 財産収入	262	244	18
7. 繰入金	4,559,680	6,476,168	△1,916,488
8. 繰越金	10,000,000	6,000,000	4,000,000
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	1,052,489	835,355	217,134
歳入合計	928,003,867	887,142,795	40,861,072

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 保険給付費	913,979,872	873,445,797	40,534,075	332,255,215		581,724,657	
2. 特別高額医療費共同事業拠出金	548,806	451,469	97,337	137,202		411,604	
3. 保健事業費	3,269,849	3,038,185	231,664	581,253		2,688,596	
4. 基金積立金	262	244	18			262	
5. 公債費	1,000	1,000	0			1,000	
6. 諸支出金	10,204,078	10,206,100	△2,022			10,204,078	
歳 出 合 計	928,003,867	887,142,795	40,861,072	332,973,670		595,030,197	

## 2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	116,111,751	111,289,562	4,822,189



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	101,382,566	○保険料納付金	101,382,566
		横浜市納付金	42,396,086
		川崎市納付金	13,221,046
		相模原市納付金	7,313,912
		横須賀市納付金	5,247,801
		平塚市納付金	2,716,044
		鎌倉市納付金	3,279,828
		藤沢市納付金	4,999,080
		小田原市納付金	2,156,977
		茅ヶ崎市納付金	2,877,634
		逗子市納付金	1,051,641
		三浦市納付金	583,861
		秦野市納付金	1,798,097
		厚木市納付金	2,306,735
		大和市納付金	2,418,833
		伊勢原市納付金	1,082,316
		海老名市納付金	1,371,906
		座間市納付金	1,247,176
		南足柄市納付金	552,548
		綾瀬市納付金	958,751
		葉山町納付金	585,459
		寒川町納付金	487,806
		大磯町納付金	504,637
		二宮町納付金	451,554
		中井町納付金	116,560
		大井町納付金	176,356
		松田町納付金	146,126
		山北町納付金	140,184
		開成町納付金	181,655
		箱根町納付金	156,830
		真鶴町納付金	95,045
		湯河原町納付金	341,021
		愛川町納付金	367,676
清川村納付金	33,385		
保険料延滞金	18,000		
2. 滞納繰越金	389,611	○滞納繰越金	389,611
		横浜市納付金	109,861
		川崎市納付金	57,746
		相模原市納付金	62,288
		横須賀市納付金	21,374
		平塚市納付金	9,070
		鎌倉市納付金	6,936
		藤沢市納付金	22,642
		小田原市納付金	9,465
		茅ヶ崎市納付金	10,008
		逗子市納付金	4,816
三浦市納付金	1,886		

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
		秦野市納付金	1,998
		厚木市納付金	7,303
		大和市納付金	12,387
		伊勢原市納付金	4,357
		海老名市納付金	3,069
		座間市納付金	1,138
		南足柄市納付金	3,317
		綾瀬市納付金	9,015
		葉山町納付金	1,319
		寒川町納付金	937
		大磯町納付金	4,679
		二宮町納付金	2,741
		中井町納付金	1
		大井町納付金	7
		松田町納付金	790
		山北町納付金	37
		開成町納付金	792
		箱根町納付金	1,759
		真鶴町納付金	933
		湯河原町納付金	1,057
		愛川町納付金	15,797
		清川村納付金	86
3. 保険基盤安定制度拠 出金	14,339,574	○保険基盤安定制度拠出金	14,339,574
		横浜市拠出金	5,707,978
		川崎市拠出金	1,854,362
		相模原市拠出金	1,127,402
		横須賀市拠出金	815,860
		平塚市拠出金	462,010
		鎌倉市拠出金	345,239
		藤沢市拠出金	631,156
		小田原市拠出金	389,626
		茅ヶ崎市拠出金	387,338
		逗子市拠出金	122,596
		三浦市拠出金	129,418
		秦野市拠出金	299,063
		厚木市拠出金	325,770
		大和市拠出金	349,856
		伊勢原市拠出金	163,447
		海老名市拠出金	176,634
		座間市拠出金	213,117
		南足柄市拠出金	81,952
		綾瀬市拠出金	138,237
		葉山町拠出金	61,568
		寒川町拠出金	81,828
		大磯町拠出金	70,138
		二宮町拠出金	63,232
		中井町拠出金	18,429
		大井町拠出金	29,079

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			
2. 療養給付費負担金	68,843,403	65,721,010	3,122,393
計	184,955,154	177,010,572	7,944,582

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		松田町拠出金 24,752
		山北町拠出金 23,920
		開成町拠出金 24,212
		箱根町拠出金 32,490
		真鶴町拠出金 24,336
		湯河原町拠出金 86,320
		愛川町拠出金 71,386
		清川村拠出金 6,823
1. 現年度分	68,843,403	○現年度分の療養給付費負担金 68,843,403
		横浜市負担金 27,856,499
		川崎市負担金 9,345,944
		相模原市負担金 5,109,140
		横須賀市負担金 4,031,080
		平塚市負担金 2,189,179
		鎌倉市負担金 1,724,568
		藤沢市負担金 3,050,375
		小田原市負担金 1,734,350
		茅ヶ崎市負担金 1,814,494
		逗子市負担金 629,236
		三浦市負担金 532,296
		秦野市負担金 1,368,920
		厚木市負担金 1,467,745
		大和市負担金 1,573,505
		伊勢原市負担金 739,288
		海老名市負担金 816,003
		座間市負担金 934,636
		南足柄市負担金 392,998
		綾瀬市負担金 639,723
		葉山町負担金 306,583
		寒川町負担金 359,671
		大磯町負担金 356,604
		二宮町負担金 327,258
		中井町負担金 98,984
		大井町負担金 146,309
		松田町負担金 120,768
		山北町負担金 127,288
		開成町負担金 131,129
		箱根町負担金 142,929
		真鶴町負担金 102,131
		湯河原町負担金 331,216
		愛川町負担金 310,769
		清川村負担金 31,785

## (款) 2. 国庫支出金

## (項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	206,530,209	197,163,028	9,367,181
2. 高額医療費負担金	4,321,548	4,027,755	293,793
計	210,851,757	201,190,783	9,660,974

## (款) 2. 国庫支出金

## (項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	44,810,974	42,648,987	2,161,987
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	718,455	652,660	65,795
3. 円滑運営臨時特例交付金	2,503,752	3,178,985	△675,233
4. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	48,033,182	46,480,633	1,552,549

## (款) 3. 県支出金

## (項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	69,700,303	67,811,268	1,889,035
2. 高額医療費負担金	4,388,428	4,025,391	363,037
計	74,088,731	71,836,659	2,252,072

## (款) 4. 支払基金交付金

## (項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	394,051,007	376,973,779	17,077,228
計	394,051,007	376,973,779	17,077,228

## (款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

## (項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	411,604	338,601	73,003
計	411,604	338,601	73,003

## (款) 6. 財産収入

## (項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	262	244	18
計	262	244	18

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	206,530,208	○現年度分の療養給付費負担金 206,530,208
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	4,320,567	○現年度分の高額医療費負担金 4,320,567
2. 過年度分	981	○過年度分の高額医療費負担金 981

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	44,810,974	○普通調整交付金 44,810,973 ○特別調整交付金 1
1. 健康診査事業補助金	581,253	○健康診査事業補助金 581,253
2. 特別高額医療費共同事業補助金	137,202	○特別高額医療費共同事業補助金 137,202
1. 円滑運営臨時特例交付金	2,503,752	○円滑運営臨時特例交付金 2,503,752
1. 災害臨時特例補助金	1	○災害臨時特例補助金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	68,843,403	○現年度分の療養給付費負担金 68,843,403
2. 過年度分	856,900	○過年度分の療養給付費負担金 856,900
1. 現年度分	4,320,567	○現年度分の高額医療費負担金 4,320,567
2. 過年度分	67,861	○過年度分の高額医療費負担金 67,861

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	394,051,006	○現年度分の後期高齢者交付金 394,051,006
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	411,604	○特別高額医療費共同事業交付金 411,604

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金利子及び配当金	262	○療養給付費等支払準備基金運用利子 262

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 基金繰入金	4,559,679	6,476,167	△1,916,488
計	4,559,679	6,476,167	△1,916,488

## (款) 7. 繰入金

## (項) 2. 他会計繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 8. 繰越金

## (項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	10,000,000	6,000,000	4,000,000
計	10,000,000	6,000,000	4,000,000

## (款) 9. 県財政安定化基金借入金

## (項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

## (款) 10. 諸収入

## (項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	1,000	1,000	0
計	1,000	1,000	0

## (款) 10. 諸収入

## (項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 第三者納付金	698,000	698,000	0
2. 返納金	353,488	136,354	217,134
3. 雑入	1	1	0
計	1,051,489	834,355	217,134



(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 療養給付費等支払準備基金繰入金	4,559,679	○療養給付費等支払準備基金繰入金 4,559,679

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1	○一般会計繰入金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	10,000,000	○前年度繰越金 10,000,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 県財政安定化基金借入金	1	○県財政安定化基金借入金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	1,000	○預金利子 1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 第三者納付金	698,000	○第三者納付金 698,000
1. 返納金	353,488	○医療機関等返納金 173,598 ○負担割合相違等返納金 177,168 負担割合相違返納金 110,535 資格喪失返納金 66,580 9割間相違・食事差額等返納金 53 ○その他返納金 2,722
1. 雑入	1	○雑入 1

### 3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 療養給付費等	908,704,598	868,385,311	40,319,287	332,255,215		576,449,383	
2. 審査支払手数料	2,326,374	2,219,586	106,788			2,326,374	
3. 葬祭費	2,948,900	2,840,900	108,000			2,948,900	
計	913,979,872	873,445,797	40,534,075	332,255,215		581,724,657	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	548,806	451,469	97,337	137,202		411,604	
計	548,806	451,469	97,337	137,202		411,604	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 健康診査事業費	3,269,849	3,038,185	231,664	581,253		2,688,596	
計	3,269,849	3,038,185	231,664	581,253		2,688,596	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 療養給付費等支 払準備基金積立 金	262	244	18			262	
計	262	244	18			262	

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 利子	1,000	1,000	0			1,000	
計	1,000	1,000	0			1,000	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助及び交付金	908,704,598	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等	908,704,598 852,546,654 15,629,719 40,528,225
12. 役務費	2,326,374	○審査支払手数料	2,326,374
19. 負担金、補助及び交付金	2,948,900	○葬祭費	2,948,900

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19. 負担金、補助及び交付金	548,806	○特別高額医療費共同事業拠出金	548,806

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11. 需用費	1,153	○健康診査事業補助金	3,208,456
12. 役務費	11,413	○歯科健康診査事業費	61,393
13. 委託料	48,827		
19. 負担金、補助及び交付金	3,208,456		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
25. 積立金	262	○療養給付費等支払準備基金積立金	262

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子及び割引料	1,000	○利子	1,000

## (款) 6. 諸支出金

## (項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付	10,204,078	10,206,100	△2,022			10,204,078	
計	10,204,078	10,206,100	△2,022			10,204,078	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23. 償還金、利子 及び割引料	10,204,078	○償還金及び還付加算金	10,204,078
		保険料還付金	200,000
		保険料特別返還金	76
		還付加算金	4,000
		還付加算金相当分	2
		償還金	10,000,000

# 歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	184,955,154	19.9%	1. 保険給付費	913,979,872	98.5%
2. 国庫支出金	258,884,939	27.9%	2. 特別高額医療費共 同事業拠出金	548,806	0.1%
3. 県支出金	74,088,731	8.0%	3. 保健事業費	3,269,849	0.3%
4. 支払基金交付金	394,051,007	42.5%	4. 基金積立金	262	0.0%
5. 特別高額医療費共 同事業交付金	411,604	0.0%	5. 公債費	1,000	0.0%
6. 財産収入	262	0.0%	6. 諸支出金	10,204,078	1.1%
7. 繰入金	4,559,680	0.5%			
8. 繰越金	10,000,000	1.1%			
9. 県財政安定化基金 借入金	1	0.0%			
10. 諸収入	1,052,489	0.1%			
歳入合計	928,003,867	100.0%	歳出合計	928,003,867	100.0%